

記載例

政治団体解散届

資金管理団体の指定がされている団体は、資金管理団体の指定取消届等も併せて届け出ること。

提出日 令和 ●● 年 1 月 10 日

届出書を持参した年月日
(解散日以降の届出となる)

総務大臣
宮城県選挙管理委員会 殿

届出されている最新の
状況と一致すること。

解散又は政治団体でなくなった日から30日以内(国会議員関係政治団体は60日以内)に届け出ること。

政治団体の名称	宮城太郎後援会
事務所の所在地	登米市迫町佐沼字西佐沼150-5 登米合同庁舎2階
代表者の氏名	宮城 太郎 宮城
会計責任者の氏名	東日本 四郎 東日本

代表者・会計責任者の押印、又は本人の署名がなくても提出可能ですが、その場合は併せて委任状等をお持ちください。
また、窓口で身分証の確認等させていただきますのでご了承ください。

令和 ●● 年 1 月 5 日に解散をしたので、政治資金規正法第17条第1項の規定により届け出ます。

※以下、受付窓口で記入する。

解散日までの収支報告書の提出が必要となる。(解散年の収支報告書の宣誓日は、解散日より後となるので留意すること。)

資金管理団体の指定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	届等も併せて提出が必要。
提出を要する収支報告書	令和 年分 から 年分 まで	解散年の収支報告書のみ代表者の記名押印又は署名が必要。

《備考》

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 代表者及び会計責任者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 目的の変更その他により政治団体でなくなった旨の届出及び法第18条の2第1項の規定による政治団体が法第6条第1項の規定により届け出た政治資金パーティーの開催を中止した旨の届出は、この様式に準じて行うこと。
- この届出をする場合には、解散時点(解散年)までの法第17条第1項に規定する収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書(収支報告書)を提出すること。

受付印(本局)	受付印(支局等) 総務大臣所管団体
---------	----------------------